

## ○東松山市手話言語条例

令和元年6月28日

### 条例第4号

手話は、手指、体の動きや表情を用いて表現される言語であり、聴覚障害者等が、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、そして文化を創造するために長い間大切に受け継がれてきた。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解が広まっているとは言えない状況であり、手話を使う人たちは様々な不便や不安を感じて暮らしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、手話に対する理解の促進が求められていることから、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及し、手話を通じて互いに認め合い、支え合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であり、聴覚障害者等（聴覚障害のある者及び音声機能又は言語機能の障害のある者をいう。以下同じ。）とその他の市民が手話を用いて意思疎通を行う権利を有するとの認識の下、互いにその人格と個性を尊重し行うものとする。

#### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を推進する

ものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話ができる者の養成に関すること。
- (5) 市民が手話を習得する機会の提供に関すること。

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい地域社会の実現のため、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、聴覚障害者等が利用しやすいサービスを提供し、聴覚障害者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第6条 市は、災害時において、聴覚障害者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。